



# 家畜衛生 そうや

宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738  
枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地  
電話 01634-2-2106  
FAX 01634-2-4340

## 《 も く じ 》

- 高病原性鳥インフルエンザについて ……1
- 口蹄疫について ……2
- 豚熱・アフリカ豚熱について ……3
- 海外からの畜産物の持ち込みについて ……3
- 令和5年 牛のサルモネラ症の発生について ……4
- 令和5年次 監視伝染病発生状況 ……5
- 令和5年度家畜伝染病予防法第5条に基づく検査実績 ……5
- 死亡牛のBSE検査対象が変更されます ……6
- 定期報告の提出について ……7
- 畜舎におけるネズミ対策について ……7
- 抗菌性物質の残留事故防止について ……8
- 第71回家畜保健衛生業績発表会の報告 ……8
- 職員体制と緊急連絡先 ……8



## 高病原性鳥インフルエンザについて

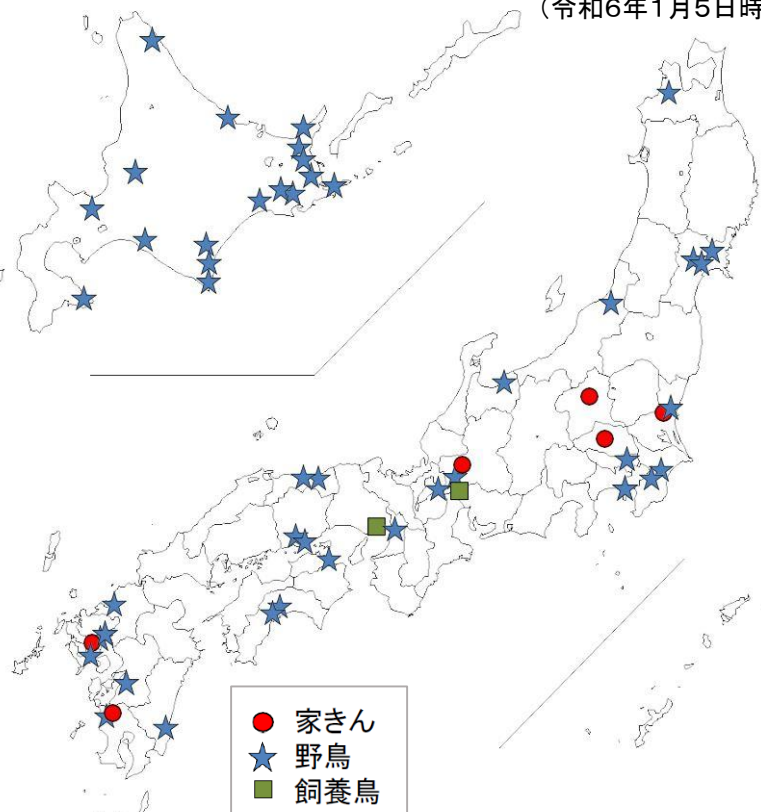
今季、日本国内の家きん飼養農場で6例の発生が確認されました（図参照）。また、管内を含む道内各地では野鳥から本病ウイルスが相次いで確認されており、引き続き警戒する必要があります。

※農林水産省ホームページより  
(令和6年1月5日時点)

### 国内の発生状況

家きん発生		
1例目	佐賀県	採卵鶏
2例目	茨城県	採卵鶏
3例目	埼玉県	採卵鶏
4例目	鹿児島県	採卵鶏
5例目	群馬県	採卵鶏
6例目	岐阜県	肉用鶏

令和5年11月25日に国内1例目が確認されて以来、令和6年1月7日時点で約59万羽が殺処分の対象となっています。



今一度、以下のことに注意して農場の設備・消毒体制の点検をお願いします

### ① 野生動物の侵入対策

- ・破損した鶏舎の壁や屋根の修繕
- ・屋根の隙間などへのネット等の設置

### ② 消石灰散布等による消毒

- ・農場の出入口（車輛消毒）
- ・鶏舎周辺（ネズミ等の侵入対策）

### ③ 鶏舎に出入りする人の対策

- ・長靴の消毒及び鶏舎専用長靴への履き替え
- ・手指の消毒

**異常家きん発見時は速やかに家畜保健衛生所へ通報を！**



沈うつ



鶏冠の壊死、肉垂のチアノーゼ

写真提供：社団法人全国家畜産物衛生指導協会（農水省HPより）



## 口蹄疫について

平成22年の発生以降、国内における口蹄疫の発生はありませんが、令和5年5月には韓国で発生するなど近隣諸国においては発生が継続しています。

家畜飼養者及び関係者の皆様は、引き続き、飼養衛生管理基準の遵守と特定症状の早期発見・通報の徹底をお願いします。



泡沫性のよだれ



口腔：破れた水ぶくれ



蹄：破れた水ぶくれ



乳頭：水ぶくれ

（写真提供：宮崎県）

\* 口蹄疫ウイルスはアルカリ（pH9以上）または酸（pH6以下）で失活するため、アルカリ性の消石灰または、酸性の複合塩素系消毒薬等が有効です。

※アルカリと酸を混ぜると消毒効果が無くなってしまいますのでご注意ください。



# 豚熱・アフリカ豚熱について

## 豚熱について

令和5年12月末現在、国内での豚熱の発生は、20都県89事例（防疫措置：164農場、7と畜場）にのぼり、**8月には佐賀県で九州初事例となる発生がありました。**

現在、北海道を除く全都府県が豚熱ワクチンの接種推奨地域に指定され、飼養豚へのワクチン接種を実施しています。

豚熱ワクチン接種地域からの豚や精液等の導入は制限されていますので、豚等を導入する場合は、必ず事前に導入元をご確認ください。



## アフリカ豚熱について

出典：WOAH等

### ASFの発生報告状況

2023年11月9日時点

■：2005年以降に発生があった国



※農林水産省ホームページ 令和5年11月9日時点

アフリカ豚熱は世界で広く発生しています。日本は現在清浄国ですが、アジアでは発生が継続しており、侵入リスクが高い状況です。

アフリカ豚熱は**有効なワクチンや治療法がみつかっていません。**

死亡頭数の増加や豚群に異状がみられた際には、迅速に獣医師または家畜保健衛生所へ通報してください。



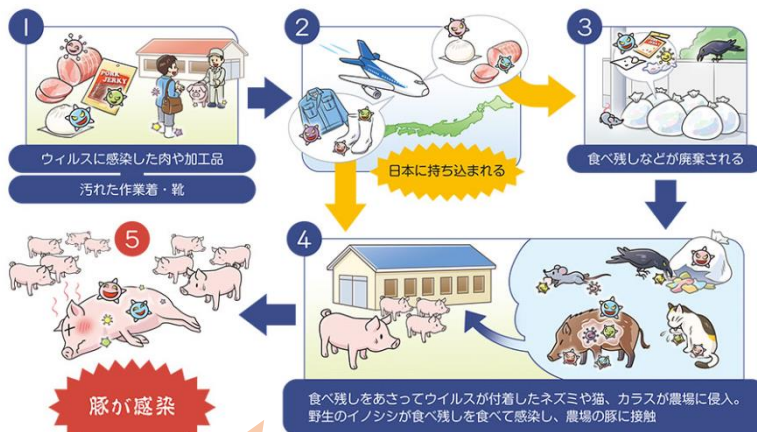
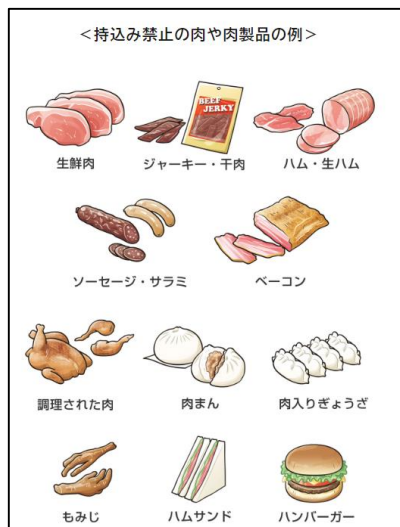
## 海外からの畜産物の持ち込みについて



海外から持ち込まれた肉製品からアフリカ豚熱等のウイルスが分離されており、これらの製品から農場にウイルスが侵入する危険性があります。

**海外からの肉製品の持ち込みは原則禁止です。**法律に基づいて処分され、悪質な持ち込みでは、逮捕されることもあります。

海外渡航の際には、肉製品を持ち帰らないこと、また外国人実習生を雇用している農場においては、**国際郵便等で肉製品を持ち込まないように**周知願います。



豚が感染

口蹄疫ウイルス等は牛にも感染！

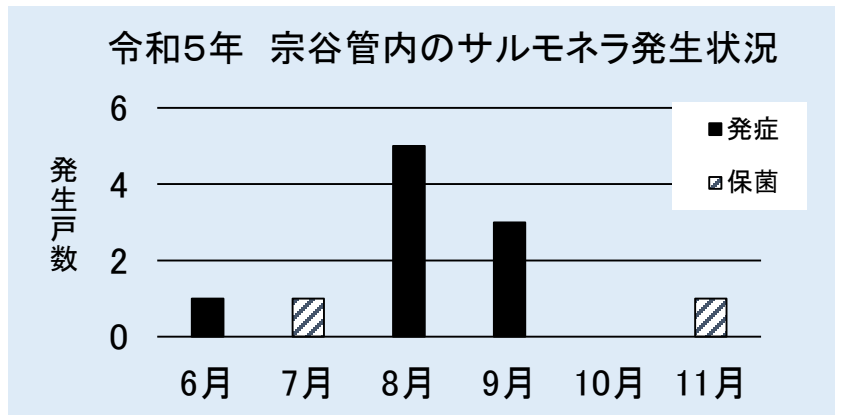
政府広報オンライン ホームページ



# 令和5年 牛のサルモネラ症の発生について

宗谷管内では6月以降、牛のサルモネラ症が多発し、11件で感染が確認されました（右グラフ参照）。発熱、下痢等の症状があった9件の血清型は、届出対象のサルモネラ・ティフィムリウムです。

12月末現在、6戸で関係機関が協力して防疫対策を継続しています。



## ★サルモネラ症について★

本病は牛及び環境中で増殖します。防疫対応は、飼養牛の糞便及び環境材料を用いた検査による感染牛・環境中の汚染場所の確認と、治療・消毒作業の継続が重要となります（下図参照）。



## 【サルモネラの侵入及びまん延防止対策】

### ◎ 農場にサルモネラを持ち込まない！

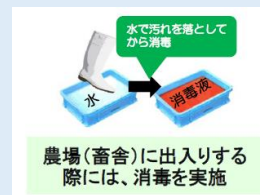
- ◆ 農場出入口の石灰散布や畜舎出入口の踏込消毒槽設置
- ◆ 野生動物などの侵入防止対策

### ◎ 農場内でサルモネラを増やさない！

- ◆ 飼槽・水槽は特に清潔にし、清掃、消毒を徹底
- ◆ 牛舎・ハッチ等の清掃、乾燥、消毒
- ◆ 良質な飼料の給与等適切な飼料給与による、牛の体調維持
- ◆ 異常牛の早期発見、隔離治療

(疑う場合は、かかりつけの獣医師へ相談してください)

※感染牛の発見が遅れで農場内にまん延した場合、治療や清浄化対策に時間がかかり、経済的損失は甚大です





# 令和5年次監視伝染病発生状況



	畜種	病名	北海道（1～11月）		宗谷（1～12月）	
			戸数	頭数	戸数	頭数
家畜伝染病	鶏	高病原性鳥インフルエンザ	3	6		
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ（疑似患畜）	4	約123万		
	牛	ヨーネ病	206	853	8	18
	めん羊		2	9		
	山羊		2	19		
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢（疑症含む）	23	57	1	1
		牛伝染性リンパ腫（疑症含む）	266	716	36	44
		サルモネラ症（疑症含む）	158	547	10	161
		牛丘疹性口内炎	1	1		
		破傷風（疑症含む）	3	3		
		気腫疽	1	1		
		牛伝染性鼻気管炎	3	5		
		ネオスポラ症	2	2		
	アカバネ病	6	14			
	馬	破傷風（疑症）	1	1		
		馬鼻肺炎	8	8		
	豚	豚丹毒	4	22		
	山羊	山羊関節炎・脳炎	2	5		
	鶏	鶏伝染性気管支炎	3	14		
	蜜蜂	バロア症	18	439	2	27
チョーク病		21	130	1	20	



## 令和5年度家畜伝染病予防法 第5条に基づく検査実績



令和5年度の家畜伝染病予防法第5条に基づく検査を次のとおり実施しました。  
 該当市町村の飼養者並びに関係機関の皆様には、円滑な検査の実施について御協力いただき、ありがとうございました。

検査の種類	対象家畜	市町村	実施時期	検査頭群数	検査結果
牛のヨーネ病	乳用牛*1 肉用牛*2	豊富町	5～11月	111戸7,468頭	4戸6頭 患畜確認
牛の伝達性海綿状脳症	死亡牛*3	管内一円	通年	451頭	全頭陰性
腐蛆病	蜜蜂	管内一円	8月	11戸 2,065群 (細密検査：728群)	全群陰性

- \* 1 24か月齢以上の搾乳の用に供する雌牛
  - \* 2 24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛
  - \* 3 通常の死亡牛（96か月齢以上）、起立不能牛（48か月齢以上）、特定臨床症状牛（全月齢）
- （注意）牛の伝達性海綿状脳症の検査頭数は令和5年4月1日～令和5年12月31日までの集計。



# 死亡牛のBSE検査対象が変更されます

国内のBSE検査基準等を定める省令等が改正され、令和6年4月1日から死亡牛のBSE検査対象牛の基準が変更される予定です。円滑な移行へのご協力をお願いします。

死亡獣畜処理指示書のBSE関係✓項目 (BSE検査「要」の場合は指示書を家保に送信)				BSE検査 要否	確認事項 ✓		
「全ての令和6年4月1日〜」について	特定症状あり (※1)			✓要	✓特定症状		
	【7疾患】を疑う(※2)			✓要	✓7疾患		
	特定症状なし	【7疾患】を疑わない	歩行困難、起立不能を呈する	【8疾患】を疑う(※3)	臨床検査のみで診断	✓要	✓8疾患
				【8疾患】を疑わない	生化学・病理学的検査等で確定診断	✓否	
	歩行困難、起立不能なし	【7疾患】を疑わない	歩行困難、起立不能なし	【8疾患】を疑う(※3)	BSE関連症状あり(※4)	✓要	✓BSE関連症状
				【8疾患】を疑わない	BSE関連症状なし	✓否	
	歩行困難、起立不能なし	【7疾患】を疑わない	歩行困難、起立不能なし	【8疾患】を疑う(※3)	BSE関連症状あり(※4)	✓要	✓BSE関連症状
【8疾患】を疑わない				BSE関連症状なし	✓否		

※1 特定症状：①興奮しやすい、②音・光・接触に対する過敏な反応、③群内序列の変化、④搾乳時の持続的な蹴り、⑤頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、⑥扉・柵等の障害物回避困難

※2 【7疾患】：①ヒストフィルス・ソムニ感染症、②リステリア症、③大脳皮質壊死症、④脳炎、⑤脳脊髄炎、⑥髄膜炎、⑦全身に異常が見られる中枢神経麻痺又は中枢神経系腫瘍

※3 【8疾患】：①低カルシウム血症、②マグネシウム欠乏症、③乳熱、④末梢神経系腫瘍、⑤閉鎖神経麻痺、⑥大腿神経麻痺、⑦坐骨骨神経麻痺、⑧その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛

※4 BSE関連症状：進行性に認められる①沈鬱、②緊張、③目・耳の左右非対称かつ過剰な動き、④流涎の増加、⑤鼻を舐める動作の増加、⑥歯ぎしり、⑦振戦、⑧過剰な発声、⑨パニック反応、⑩過剰な警戒。  
ただし、感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性、毒性の原因で説明できる場合を除く。

死亡獣畜処理指示書のBSE関連チェック欄も変更されます



死亡牛のBSE検査に関する確認事項	<input type="checkbox"/> 要	症状又は疾患	<input type="checkbox"/> 特定症状・ <input type="checkbox"/> 7疾患・ <input type="checkbox"/> 8疾患・ <input type="checkbox"/> BSE関連症状
	<input type="checkbox"/> 否		



## 定期報告の提出について



家畜伝染病予防法第12条の4の規定により、家畜を飼養している所有者の方々は、家畜の飼養頭羽数及び家畜の飼養に係る衛生管理の状況等について都道府県知事に年1回報告することが義務付けられています。

### 【対象家畜】

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）

### 【報告内容】

#### ○提出必須



家畜、ペット問わず  
報告が必要です！

- ・ 定期報告書（様式1）（令和6年2月1日現在の飼養状況）
- ・ 飼養衛生管理基準の遵守状況チェック表（様式3）（家畜種ごと）

#### ○変更点があった場合、再提出が必要

- ・ 添付書類（農場の平面図、消毒等の手順書等）（様式2）

※未提出や虚偽の報告は罰則の対象となります。

※提出方法や期日等については、農場所在の市町村又は管轄する農業協同組合までお問い合わせください。

これらは、農場や地域に伝染病を侵入させないための取り組みの一環となりますので、御理解の上、忘れずに提出するようお願いいたします。



## 畜舎におけるネズミ対策について



畜産環境におけるネズミによる被害はサルモネラをはじめとした伝染病を媒介する衛生的なもの、器材や設備の破損や飼料盗食といった経済的なものが挙げられます。



感染症の媒介



建物・設備の破損

- 侵入防止  
→ ネットや金網設置、破損箇所の修繕、畜舎周辺への石灰散布
- 隠れ場所・営巣場所を作らせない  
→ 畜舎内外の整理・整頓
- ネズミの餌となる物の管理  
→ 配合飼料等の保管場所にフタ



畜舎はネズミをはじめとした野生動物にとって温度・餌が確保された非常に住みやすい環境です。

駆除だけでなく、**生息しにくい環境を維持しましょう。**



## 抗菌性物質の残留事故防止について



令和5年9月、宗谷管内で**生乳の抗菌性物質残留事故3件**発生！！  
 主な発生原因…**マーキング見落とし**（放牧後マーク消失）、**作業者間の情報共有不足**や**誤投薬**など

### 残留事故防止のための留意事項

- ★ 牛への**マーキング**は、良く見える場所にはっきり**2カ所以上**
- ★ ホワイトボード等に**投薬記録**を残し、**作業者全員で情報共有**
- ★ 投薬記録と**マーキングを搾乳前に必ず確認**（出来れば複数人で）
- ★ 自己判断による**残余薬の投与は絶対に行わない**
- ★ 必要に応じ、**検査キット等**を用いた**生乳出荷前の自主検査の実施**



### 第71回家畜保健衛生業績発表会の報告

令和5年10月11～12日、札幌市男女共同参画センターにおいて、令和5年度家畜保健衛生総合検討会が開催されました。1日目の検討会では『ヨーネ病対策の現状と今後のあり方について』というテーマで、道庁、家畜保健衛生所職員のほか、農林水産省、岩手県、島根県、ホクレン農業協同組合連合会から演者をお招きして、ヨーネ病対策の現状と課題を共有し、防疫体制や対策のあり方を検討しました。2日目の第71回家畜保健衛生業績発表会では道内家畜保健衛生所から18題の発表があり、当所からは『宗谷管内における牛ヨーネ病対策状況と今後の清浄化への考察』の演題を発表しました。



### 職員体制と緊急連絡先

#### 宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地

所長 疋田 瑞栄

次長 梅澤 直孝

予防課			指導課	
予防課長	松田	きく	指導課長	村松 美笑子
主査（危機管理）	竹花	妙恵		
専門員	津坂	健晃		
専門員	三浦	祥		
専門員	岡	希		

【電話】 01634-2-2106（平日）、0162-33-2516（夜間・休日 宗谷総合振興局直通）

【FAX】 01634-2-4340

【E-mail】 soya-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp

【HP】 <http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe>

